

○農林水産省告示第 号

植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）の施行に伴い、及び植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林水産省告示第二百六号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。





- 三 第一号の検疫有害動植物以外の検疫有害動植物を発見したとき  
にあつてはその種類及び植物等別に別表第二に掲げる措置
- 四 (略)
- 2 植物防疫官は、食糧用に供するか穀類又は製油原料に、検疫有害動植物を発見した場合であつて、当該植物が直ちに、製粉され、製麦され、又は搾油され、かつ、きよう雑物及び精選かすの焼却並びに麻袋その他の包装物の消毒措置が行われるときは、前項の規定にかかわらず合格とすることができる。
- 3 法第九条第二項の規定による処分は、次の各号に掲げる基準により行う。
- 一 法第六条第二項の規定に違反して輸入された検疫指定物品(法第六条第一項及び第二項の検査証明書又はその写しに必要な事項が記載されているものの、同条第二項の基準に適合していないと認められる場合に限る。)にあつては、当該荷口の全部又は一部の消毒又は焼却
- 二 前号に掲げるものを除き、当該荷口の全部の焼却
- 4 法第九条第三項本文の規定による処分は、次の各号に掲げる基準により行う。
- 一 法第七条第一項第一号又は第三号に掲げる輸入禁止品が付着し、又は混入している場合であつて、前条第二項に該当しないときは、当該荷口の全部の焼却
- 二 前条第二項の規定により法第七条第一項第一号又は第三号に掲げる輸入禁止品が除去された場合にあつては当該輸入禁止品の焼却
- 三 前各号に掲げるものを除き、当該荷口の全部の焼却
- 5 植物防疫官は、当該植物等又は容器包装を所有し、若しくは管理する者の申請があつた場合において、監督及び取締上適當であると認めるときは、第一項、第三項又は第四項の規定にかかわらず積戻しを許可することができる。
- 6 植物防疫官は、当該植物又は容器包装を所有し、若しくは管理す

- 又は一部の焼却
- 四 第一号の検疫有害動植物以外の検疫有害動植物を発見したとき  
にあつてはその種類及び植物別に別表第二に掲げる措置
- 五 (略)
- 2 植物防疫官は、食糧用に供するか穀類又は製油原料に、検疫有害動植物を発見した場合であつて、当該植物が直ちに、製粉され、製麦され、又は搾油され、かつ、きよう雑物及び精選かすの焼却並びに麻袋その他の包装物の消毒措置が行われるときは、前項の規定にかかわらず合格とすることができる。
- (新設)
- (新設)
- 3 植物防疫官は、当該植物又は容器包装を所有し、若しくは管理する者の申請があつた場合において、監督及び取締上適當であると認められるときは、第一項の規定にかかわらず積戻しを許可し、又はかん詰若しくはびん詰等の材料として使用することを許可することができる。
- (新設)

る者の申請があつた場合において、監督及び取締上適當であると認めるときは、第一項の規定にかかわらず缶詰又は瓶詰等の材料として使用することを許可することができる。

(消毒方法の基準)

第四条 法第四条第二項又は法第九条第一項の規定による消毒は、別表第三に掲げる方法を基準とする。ただし、植物防疫官は、消毒施設の周囲の状況、構造及び組材、消毒すべき物件の数量又は処理温度を勘案して当該基準を変更することができる。

2 法第九条第一項の規定に基づいて行なうくん蒸は、植物防疫所(那覇植物防疫事務所を含む。)の施設又は別表第四に掲げる基準に該当する構造を具備する倉庫若しくは別表第五に掲げる基準に該当する構造を具備するサイロであつて植物防疫官が指定するものにおいて行なうものとする。

3 法第九条第二項の規定による消毒は、検査指定物品及びその容器包装から土又は植物残さを確実に除去することにより行なうものとする。

(検査の対象とならない植物)

第六条 次の各号に掲げる物は、法第二条第一項の植物に該当しない。

- 一 七 (略)
- 八 あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアツプル、バナナ、パイヤ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゆうがんの乾果
- 九 十 (略)

(有害植物の範囲)

第七条 次の各号に掲げる物は、法第二条第二項の有害植物に該当しない。

- 一 四 (略)

(消毒方法の基準)

第四条 法第四条第二項又は法第九条第一項の規定による消毒は、別表第三に掲げる方法を基準とする。但し、植物防疫官は、消毒施設の周囲の状況、構造及び組材、消毒すべき物件の数量又は処理温度を勘案して当該基準を変更することができる。

2 法第九条第一項の規定に基づいて行なうくん蒸は、植物防疫所(那覇植物防疫事務所を含む。)の施設又は別表第四に掲げる基準に該当する構造を具備する倉庫若しくは別表第五に掲げる基準に該当する構造を具備するサイロであつて植物防疫官が指定するものにおいて行なうものとする。

(新設)

(検査の対象とならない植物)

第六条 次の各号に掲げる物は、法第二条第一項の植物に該当しない。

- 一 七 (略)
- 八 あんず、いちじく、かき、しなざるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアツプル、バナナ、パイヤ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゆうがんの乾果
- 九 十 (略)

(有害植物の範囲)

第七条 左の各号に掲げる物は、法第二条第二項の有害植物に該当しない。

- 一 四 (略)







八 臭 化 メ チ ル サ イ ロ ク 蒸 ん						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
(略) 一〇度未満 一〇度以上 二〇度未満	(略) 一〇度未満 一〇度以上 二〇度未満	(略) 一〇度未満 一〇度以上 二〇度未満	一五度未満 一五度以上	(略) 一〇度未満 一〇度以上 二〇度未満	(略) 一〇度未満 一〇度以上 二〇度未満	(略) 一〇度未満 一〇度以上 二〇度未満
(略)						

九 臭 化 メ チ ル サ イ ロ ク 蒸 ん						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
(略) 一〇度以下 一〇度以上 二〇度以下	(略) 一〇度以下 一〇度以上 二〇度以下	(略) 一〇度以下 一〇度以上 二〇度以下	一五度以下 一五度以上	(略) 一〇度以下 一〇度以上 二〇度以下	(略) 一〇度以下 一〇度以上 二〇度以下	(略) 一〇度以下 一〇度以上 二〇度以下
(略)						

十二 二酸化炭素イソクエン 蒸ん				十一 二酸化炭素倉庫蒸ん				十 ルミアニウムイソクエン 蒸ん				九 ルミアニウム倉庫蒸ん			
(略)				(略)				(略)				(略)			
(略)	(略)			(略)	(略)			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	二〇度以上 二五度未満 二五度以上 三〇度未満			(略)	二〇度以上 二五度未満			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
(略)				(略)				(略)				(略)			

十三 二酸化炭素イソクエン 蒸ん				十二 二酸化炭素倉庫蒸ん				十一 ルミアニウムイソクエン 蒸ん				十 ルミアニウム倉庫蒸ん			
(略)				(略)				(略)				(略)			
(略)	(略)			(略)	(略)			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	二〇度 二五度 二五度 三〇度			(略)	二〇度 二五度			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
(略)				(略)				(略)				(略)			





別表第四 倉庫の基準〔第四条〕

区分 級別	戸口、窓、換気孔等	
	特A級	(略)
A級	(略)	(略)
B級	(略)	(略)
C級	(略)	(略)

別表第四 倉庫の基準〔第四条〕

区分 級別	戸口、窓、換気孔等	
	特A級	(略)
A級	(略)	(略)
B級	(略)	(略)
C級	(略)	(略)

	(削る。)
	(削る。) が常時備 え付けて あるもの
	(削る。)
	(削る。)
	(削る。)

	錠及び網戸
	扉、くぐり 戸等の出入 口に錠及び 網戸が常時 備え付けて あるもの
	同上
	同上
	同上

## 附 則

この告示は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。